

- 「新・放課後子ども総合プラン」最終年度にあたり、受け皿確保(152万人分)や待機児童対策に集中的に取り組んできたが、目標の達成は困難な状況。
- 放課後児童対策の一層の強化を図るため、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、とりまとめた。
- 「こども未来戦略」における加速化プラン期間中、早期の受け皿整備の達成に向け、本パッケージは令和5～6年度に取り組む内容をまとめたものである。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況 (R5.5.1) 登録児童 145.7万人 待機児童 1.6万人
(R5.10.1) 登録児童 139.9万人 待機児童 0.8万人

(1) 放課後児童クラブの受け皿整備等の推進

放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 放課後児童クラブ施設整備の補助率の向上
[R5補正]
- ② 学校(校舎、敷地)内における放課後児童クラブの整備推進
- ③ 学校外における放課後児童クラブの整備推進
(補助引き上げ) [R5から実施]
- ④ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進(補助引き上げ) [R6拡充]
- ⑤ 学校施設や保育所等の積極的な活用

放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善 [R6拡充]
- ② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善
- ③ ICT化の推進による職員の業務負担軽減 [R5補正]
- ④ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

適切な利用調整(マッチング)

- ① 正確な待機児童数把握の推進
- ② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等
(補助引き上げ) [R6拡充]

その他

- ① 待機児童が多数発生している自治体へ両省庁から助言
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進
- ③ 更なる待機児童対策(夏季休業の支援等)に係る調査・検討

(2) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターの人材の確保

- ① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善(再掲)
- ② 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の「校内交流型」「連携型」の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置) [R5補正]
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進(好事例周知等)

質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止、不適切な育成支援防止等への取組
- ③ 事故防止への取組
- ④ 幼児期から学童期に渡っての切れ目のない育ちの支援

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

(2) 国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁会議の継続実施
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

(1) 放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<152万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

(2) 子ども・子育て支援事業計画との連動について

(3) こども・子育て当事者の意見反映について

放課後子ども教室推進事業について

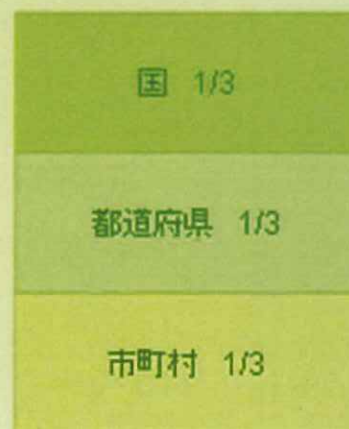
【事業の内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。

【事業に対する国の助成】

○平成20年度予算
 予算額 約77.7億円
 実施箇所 15,000小学校区

《事業費の負担割合》



【放課後子ども教室の実施体制】



■活動メニュー例

体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
 交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
 学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
 その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

新・放課後子ども総合プラン

(2018(平成30)年9月14日策定)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備(約122万人⇒約152万人)
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携について

●新・放課後子ども総合プランの趣旨

対策の内容	原則として、全ての小学校区で放課後子ども教室（以下「子ども教室」）と放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」）の両事業を一体的又は連携して実施する取り組み。
前提条件	同一の小学校区に、子ども教室と児童クラブがあること。
該当する小学校区	成和東小学校（古山）、柘植小学校（柘植）、西柘植小学校（西柘植）、阿山小学校（玉滝） ※（ ）は子ども教室開設地区

※参考 子ども教室と児童クラブの概要

	子ども教室	児童クラブ
趣 旨	・ 全ての子どもを対象 ・ 安全・安心な子どもの活動拠点 ・ 地域住民の参画 ・ 交流活動等の機会を提供	・ 留守家庭の児童を対象 ・ 遊びや生活の場を提供
開設日数	２５０日未満	長期休暇を含む２５０日以上
指導者	地域の協力者（ボランティア）	指導者（有償）

●連携の形

	一体型	連携型
要 件	・ 同一の小学校区内等で子ども教室と児童クラブがあること ・ 小学校区のすべての児童が子ども教室のプログラムに参加できること ・ 子ども教室のプログラムに児童クラブの児童が参加できること ・ 定期的かつ継続的に活動すること（週１回程度、年間３５日程度）	・ 小学校区で子ども教室と児童クラブがあること ・ 子ども教室又は児童クラブのどちらかの場所で、子ども教室のプログラムに児童クラブの児童が参加できること
対象校	西柘植小学校が選択可能	成和東小学校、柘植小学校、阿山小学校が選択可能
メリット	子ども教室：子ども教室開設初年度のみ、備品購入費の補助対象経費の上限額が２倍になる。 児童クラブ：開設初年度の子ども教室及び、既存の子ども教室が新たに一体化となる場合のみ、備品整備費が補助対象となります。	